

令和4年度（第70期） 事業計画

令和4年3月3日

公益財団法人 京都健康管理研究会

公益財団法人京都健康管理研究会（以下、本財団とする）は、令和4年度、本財団定款に掲げる「公益性を重んじ、難治性疾患や他の疾病に関する調査・研究の成果を広く社会に啓発・普及させるべく、医学・医療を中心とする学術分野に関し、集会・書籍等で必要な情報提供する事業を行い、ならびに、これらに係る人材育成及び活動を助成する事業を実施することによって、国民の健康保持、増進に寄与貢献することを目的とする」を達成するために事業を実施・推進する。この他に医療相談事業、医療教育講習事業を行い、広く「健康の輪」を広げるべく事業を展開していく。

以上の状況を踏まえ、本財団定款第4条に定める以下の事業を遂行するために、令和4年度事業計画並びに予算を策定する。

本財団が行う公益事業は、

1. 啓発・普及事業

難治性疾患の病気に対する理解と、健康増進意識の普及・拡大を図るため、令和4年度も以下の啓発・普及活動を積極的に進める。

- 1) 本財団広報誌（健康塾通信）を年4回発刊する。
発刊予定：令和4年4月15日、7月15日、10月15日、令和5年1月15日
- 2) 一般市民向健康講座を年2回の開催
「よみうり市民健康講座」協賛（令和4年7月3日開催予定）
次回は秋に開催を予定
- 3) 難病患者団体活動助成として、京都府内で活動する難病患者団体等が行う啓発・普及活動について、その団体が行う事業の一環として行う講演会・勉強会・相談会や懇親会等、公益性があると思われる活動について難病患者団体活動助成細則に則り、1件50万円以内、年間10件まで助成する。
- 4) 広く一般に難治性疾患や他の疾病に関する情報を提供し、病気に対する理解を得る啓発・普及活動に貢献し、かつ本財団活動に資する出版物等の製作に出版補助細則に従い、1件100万円以内の補助を行う。

- 5) 医学・医療に関する情報や難病等の病気に対する理解を得るための情報を提供するための書籍を販売する。

なお、令和4年度に上記助成1)並びに2)については、計画に従い滞りなく執行すべく、予算措置を行う。3)の難病患者団体活動助成については、令和3年11月1日から12月末日までの期間、本財団ホームページに各助成事業の募集要項を掲載、助成の公募を行った結果、3件の応募があり、これらについては令和4年1月15日に本助成についての難病患者団体活動助成細則第4条に定める選考委員会を開催、審議を行い、その結果を踏まえ理事長が3件、72万円の助成対象団体を決定した。これらに加え、本助成は、執行年度に入ってから随時発生する応募が多く、必要に応じ適宜、前述の選考委員会で審議を行い、積極的に助成することを織り込んだ予算編成を行う。

2. 研究・奨学助成事業

本財団が目的とする呼吸器系を始め、難治性疾患を対象とする研究分野を志す医師等の人材を確保することが困難なっており、本財団の目的に適う専門性の高い人材の確保は急務となっている。そのため呼吸器系はもとより、各領域での難治性疾患という専門分野を志す研究者や医師等、若手人材の育成の一助となるよう、研究機関や臨床医療機関での研究費、学会等の運営費、また、海外留学費用や専門知識の習得あるいは意見交換等を目的とする国際学会等への参加費用など研究・奨学助成細則に則り、各助成を進める。

- 1) 研究助成として、1件100万円、年間6件の研究費の助成を行うと研究・奨学助成細則に定めている。しかし、令和4年度の研究助成を公募したところ、6件に対し21件の助成申請があり、令和4年1月15日に開催された選考委員会にて厳正に審議を行った。その結果に基づき、本財団理事長は研究・奨学助成細則第2条第2項並びに第3項に従い、9件の研究助成を決定した。研究・奨学助成細則第6条第2項の定めに従い理事会の承認を得て、令和4年度は、研究助成9件、総額900万円を助成する。
- 2) 海外留学助成として、1件120万円(2年間)を年間2件の助成を行うと研究・奨学助成細則に定めている。しかし、令和4年度の研究助成を公募したところ、2件に対し7件の助成申請があり、令和4年1月15日に開催された選考委員会にて研究助成同様に厳正に審議を行った。その結果に基づき、本財団理事長は研究・奨学助成細則第3条第3項並びに第7項に従い、4件の研究助成を決定した。研究・奨学助成細則第6条第2項の定めに従い理事会の承認を得て、令和4年度は海外留学助成4件に加え、令和3年度執行の2件の2年目分の助成額を含め、総額720万円を助成することとする。
- 3) 国際学会等への参加費等の助成として、研究・奨学助成細則第4条に定める1件上限25万円、年間20件、総額500万円を充てる。難治性疾患あるいはそ

れに関連する疾患研究のための研究情報収集や情報交換で、海外で開催される国際学会、国際学術会議等に参加するために必要な経費として助成する。

- 4) 学会・講演会等の運営助成として、研究・奨学助成細則第5条に定める1件上限50万円、年間6件、総額300万円を充てる。難治性疾患の解明等及びこれらの啓発活動を行うことを目的とする、京都府内の研究者またはグループが主催する学会（国際学会・国際会議・シンポジウムを含む）あるいは開催地が京都府内の学会・講演会に、その運営する経費として助成する。

令和4年度予算は、上記の決定した助成対象だけではなく、国際学会等への参加費助成を含め、執行年度に入ってから随時発生する応募についても、必要に応じ適宜、選考委員会で審議を行い、積極的に助成することを織り込んだ予算編成とする。

なお、令和5年度の助成申請も、上記と同様の手順で公募を行うが、本年度と同様、多くの応募があることを想定し、選考委員会までの手続き、資料整理等の効率化のため、公募期間を令和4年10月1日から11月末日とし、募集要項の掲載、助成の公募手続きを繰り下げておこなうことを計画している。

3. 本財団運営に資する以下の収益事業を積極的に行う。

- 1) 医療相談事業
- 2) 医療教育講習事業

4. その他の事業達成に必要な事項

先に掲げた本財団の令和4年度の事業を遂行、達成するため、また、本財団を円滑に運営するために以下の事項を進める。

- 1) 本財団の公益性を広く知らしめるため、令和4年度も継続して事業年報を作成する。
- 2) 助成活動を積極的に支援するため、諸規程を必要に応じ整備し、円滑に活動できるよう支援する。
- 3) 公益財団法人の20年会計基準に準拠した会計処理を行い、公益財団法人としての運営を遅滞無く進める。これらは事業報告並びに同決算報告を作成し、法人法第22条第1項の規定により期日までに行政庁（京都府）へ提出する。また、事業計画・事業予算についても同様とする。

令和4年度予算案は、新型コロナ蔓延が収束し、通常の活動ができるものとして、編成する。

以上